

船舶事故調査報告書

令和3年6月9日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 佐藤 雄二（部会長）

委員 田村 兼吉

委員 岡本 満喜子

事故種類	乗組員負傷
発生日時	令和2年10月7日 09時25分ごろ
発生場所	岩手県釜石市釜石港（第二魚市場前） 釜石港北防波堤灯台から真方位083° 770m付近 （概位 北緯39° 16.3′ 東経141° 54.3′）
事故の概要	漁船第八十一海幸丸 ^{かいこう} は、水揚げ作業中、甲板員が魚倉に転落して負傷した。
事故調査の経過	令和2年10月19日、本事故の調査を担当する主管調査官（仙台事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 第八十一海幸丸、300トン 142852、共和水産株式会社 68.08m×10.40m×6.33m、鋼 ディーゼル機関、2,942kW、平成28年10月3日
乗組員等に関する情報	船長 56歳 三級海技士（航海） 免許年月日 平成元年1月26日 免状交付年月日 平成30年5月2日 免状有効期間満了日 令和5年5月1日 甲板員A 64歳 航海士A 28歳 機関士 31歳 甲板員B 54歳
死傷者等	重傷 1人（甲板員A）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 東南東、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏
事故の経過	本船は、中型まき網船団の漁獲物運搬船で、船長、甲板員A、航海士A、機関士及び甲板員Bほか5人が乗り組み、令和2年10月7日05時10分ごろ釜石港の第二魚市場前の岸壁（－5m岸壁）に右舷着けして水揚げ作業を開始した。

本船は、前部甲板に船首から船尾にかけて順に、1～7番魚倉が配置され、各魚倉には縦約2.0m横約2.7mの開口部が設けられていて、開口部には2分割されて両舷にスライドして開閉できるハッチがそれぞれ1組設けられていた。

本船は、前部甲板左舷側に‘スcoopマスターと称する漁獲物水揚げ支援装置’（以下「本件支援装置」という。）が2台設置しており、本件支援装置に水揚用大たも（以下「本件大たも」という。）を取り付け、乗組員が本件支援装置のレバーを操作して魚倉内の漁獲物の水揚げを行っており、2箇所で大たも作業を行うことができた。

本船は、本件支援装置による水揚げがほぼ終わると、魚倉内に5～6人の乗組員が入り、魚倉内に残った漁獲物を小形のたも網を使用してプラスチックかごに回収し、同かご内の漁獲物を本件大たもに移す作業（以下「本件さらえ作業」という。）を行って水揚げ作業を終えていた。

本船は、水揚げ作業を終えると、乗組員1人が魚倉内に残り、使用を終えたプラスチックかごを甲板上の乗組員がロープで引き上げて回収した後、魚倉内の洗浄が行われていた。

本件大たもは、‘直径約9cm 長さ約12m重量約60kgのFRP製たも竿’（以下「本件たも竿」という。）の先端部に‘欠円部を先端にする直径約1.7mのたも網’（以下「本件たも網」という。）を組み込んだものであった。

船長は、1番魚倉の本件さらえ作業が終わったので、自身が本件支援装置の配置に就き、本件大たもから本件たも網を取り外させた後、ふだんならば本件たも竿元部を受ける乗組員1人と右舷側で本件たも竿を押さえる乗組員2人が配置に就いた後、本件支援装置から本件たも竿を外すところ、本件たも竿元部を受ける乗組員が配置に就く前に本件たも竿を外した。

機関士及び甲板員Bは、本件支援装置から外れた本件たも竿が舷外に滑り落ちるのを防ぐ目的で、右舷方を向いて本件たも竿を押さえ付けた。

航海士Aは、機関士及び甲板員Bが本件たも竿を押さえ付けている状況を見て、直ちに本件たも竿元部を右腰付近で抱えて左舷側を向き、本件たも竿元部が本件支援装置の船尾方をかわったところで左舷のブルワークの方向に移動を開始した。

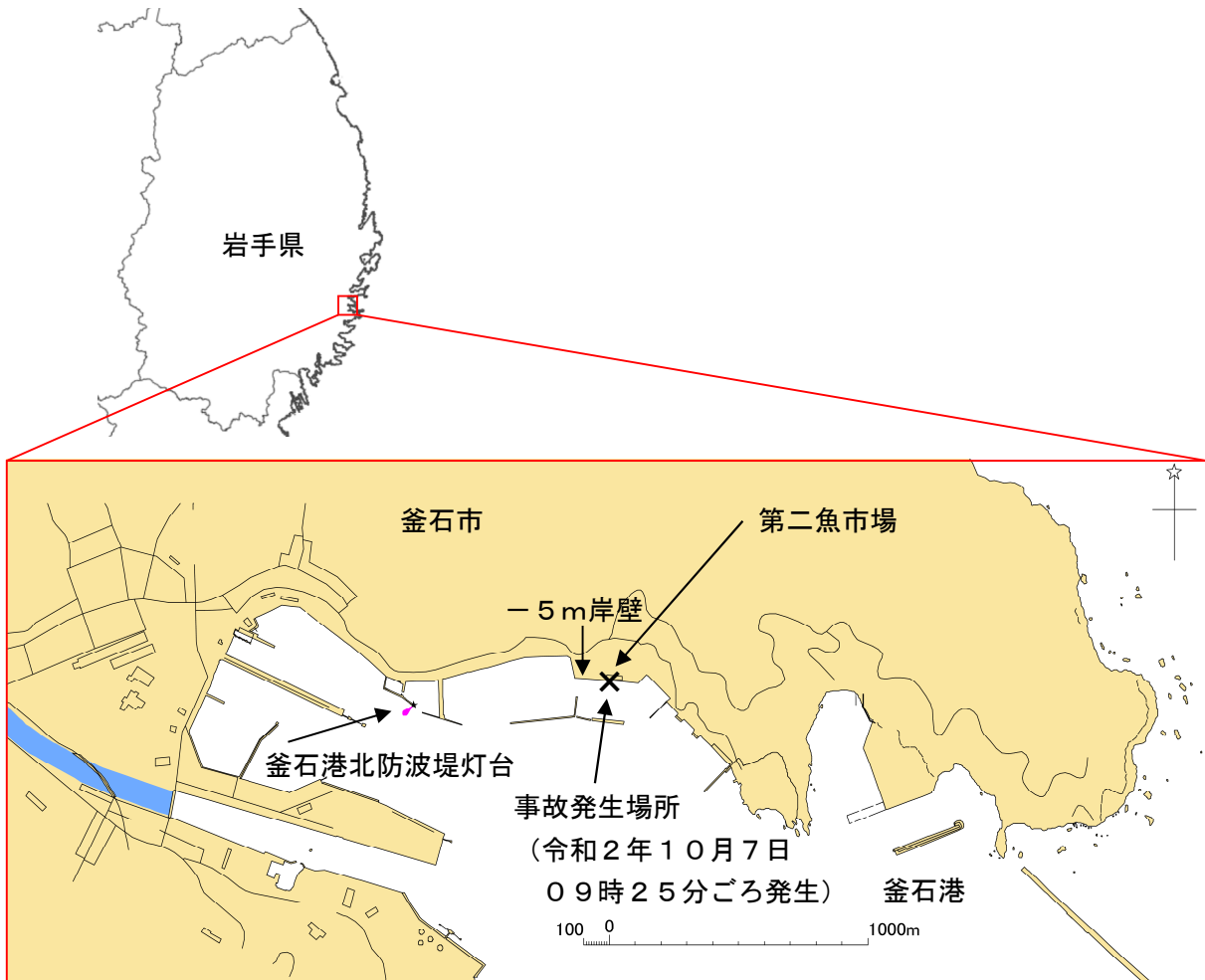
機関士及び甲板員Bは、右舷方を向いたまま本件たも竿を後方に送った。

甲板員Aは、ほぼ同じ頃、1番魚倉船首中央部付近から1番魚倉船尾中央部付近に移動し、魚倉内に残されていた小形のたも網の回収を終え、引き続きプラスチックかごの回収を行う目的で、同倉内をのぞき込む姿勢でロープを降ろす準備をしていたところ、腰部に本件たも

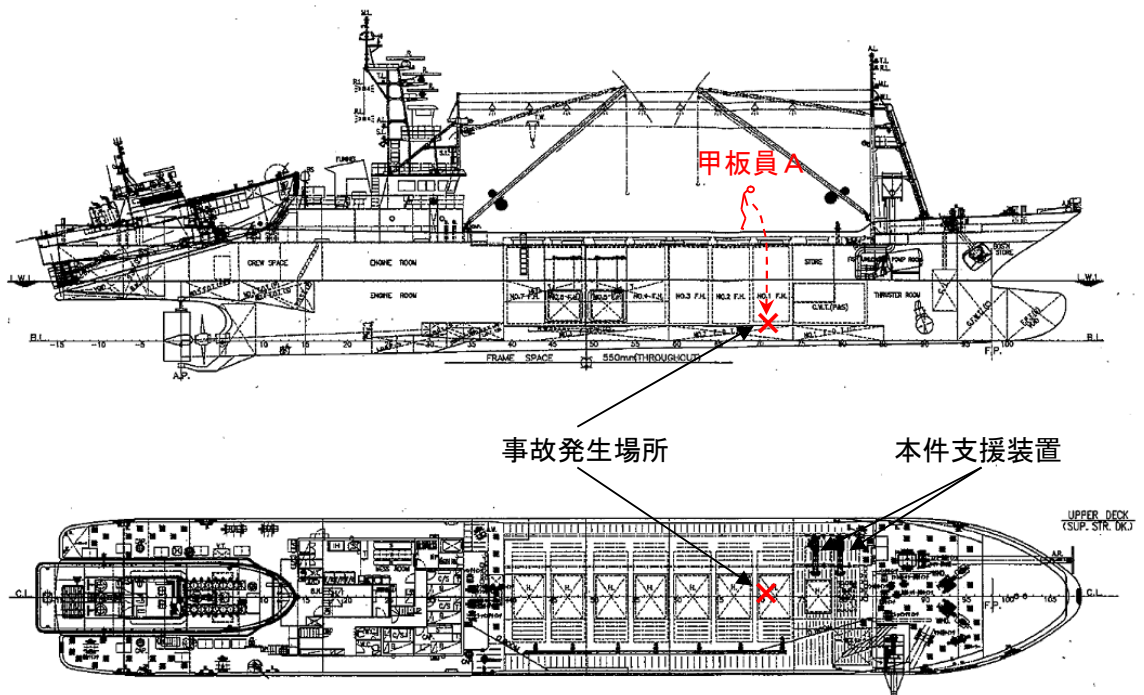
	<p>竿が接触し、前のめりとなって約5.7m下の1番魚倉底部に転落した。</p> <p>航海士Aは、本件支援装置の船尾付近で甲板員Aの声を聞き、本事故発生を認知し、119番通報を行った。</p> <p>甲板員Aは、救急車で岩手県矢巾町内の病院に搬送され、左大腿骨骨幹部開放骨折、右踵骨骨折等と診断された。</p> <p>(付図1 事故発生場所概略図、付図2 一般配置図、付図3 本件たも竿の移動状況図、写真1 たも竿を外した瞬間の状況 参照)</p>
<p>その他の事項</p>	<p>船長は、本事故当時、船尾側の魚倉内で本件さらえ作業を始める段階だったので、本件たも竿の片付けを早く終えて乗組員を船尾側の船倉内に配置させようと思い、本件たも竿の片付け作業を早く終えようとして慌てていた。</p> <p>航海士Aは、ふだん、本件たも竿を移動する場合、外した本件たも竿元部を本件支援装置の船尾方にかわす際、本事故当時より船尾方にかわしてから左舷方に移動していた。</p> <p>航海士Aは、機関士及び甲板員Bが重量約60kgの本件たも竿を押さえ付けている状況を見て、早くたも竿を移動しようと慌てていた。</p> <p>航海士A、機関士及び甲板員Bは、本件たも竿の移動作業中、甲板員Aが1番魚倉船尾中央部付近にいることに気付いていなかった。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象等の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>本船は、釜石港において水揚げ作業中、1番魚倉の本件たも竿の片付けを行う際、船長がふだんと異なる作業手順で本件たも竿の移動作業を開始したことから、甲板員Aの腰部に本件たも竿が接触して魚倉に転落し、負傷したものと考えられる。</p> <p>船長は、本事故発生時、船尾側の魚倉内で本件さらえ作業を始める段階となり、本件たも竿の片付けを早く終えて乗組員を船尾側の船倉内に配置させようと思ったことから、ふだんと異なり、航海士Aが本件たも竿の移動作業の配置に就く前に本件たも竿を本件支援装置から外したものと考えられる。</p> <p>航海士Aは、機関士及び甲板員Bが外された本件たも竿を押さえ付けている状況を認め、早く本件たも竿を移動させようと思ったことから、甲板員Aと安全な距離が確保されていない中、ふだんの作業手順と異なる手順で本件たも竿の移動作業を行ったものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、本船が釜石港において水揚げ作業中、船長が、本件たも竿の片付けを早く終えようと思い、ふだんと異なる作業手順で本件たも竿の移動作業を開始したため、甲板員Aと本件たも竿との安全な距離が確保されない状況となり、甲板員Aの腰部に本件たも竿が接触し</p>

	て魚倉に転落したことにより発生したものと考えられる。
再発防止策	<p>船舶所有者は、本事故後、甲板上に本件たも竿を安全に移動可能な位置を示す線を描き、乗組員に対して安全教育を行うこととした。</p> <p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 船長及び乗組員は、ふだん行っている作業手順を遵守し、各作業の安全確認を行うこと。

付図1 事故発生場所概略図



付図2 一般配置図



付図3 本件たも竿の移動状況図

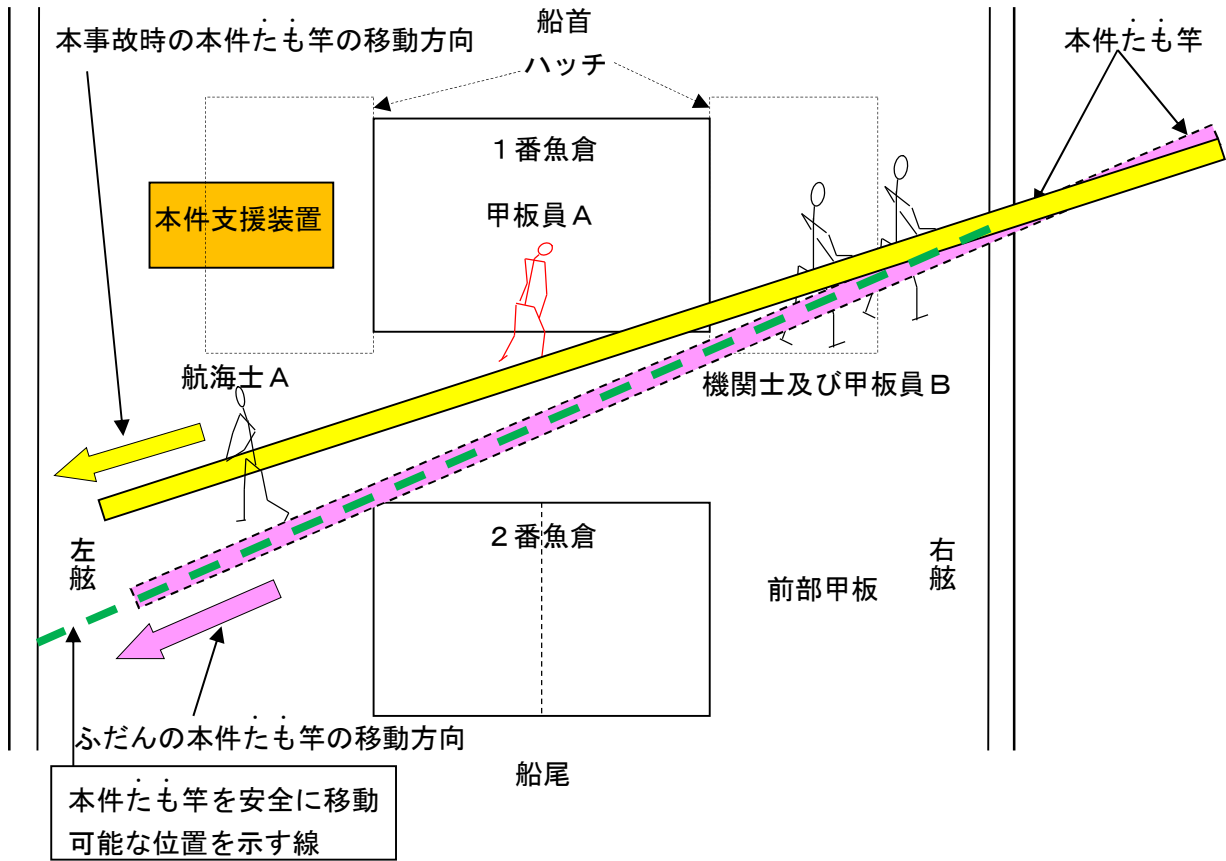


写真1 たも竿を外した瞬間の状況

